

## 第4章 本計画の基本的な考え方

### 1 基本理念と将来像

#### (1) 基本理念

男女共同参画社会基本法による男女共同参画社会の定義や基本理念を掲載します。

#### 男女共同参画社会基本法による男女共同参画社会の形成の定義

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること

#### 第5次男女共同参画基本計画で掲げる目指す社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

#### (2) 久万高原町の将来像

男女共同参画社会基本法でうたわれる基本理念に基づいた、久万高原町の将来像を設定します。

#### 誰もが自分らしく生きる元気なまち 久万高原町

第1次久万高原町男女共同参画推進計画では、将来像を「老若男女がともに輝く 元気なまち」とし、計画を実行してきました。

第2次久万高原町男女共同参画推進計画では改めて、男女平等・男女共同参画社会の実現を課題と捉えて、このまちを次の世代につなげていくために、老若男女などの年齢や性別の枠組みを超え、誰もが安全で安心な生活を送り、自分らしく社会で活躍し、元気に暮らすことのできるまちを目指します。

この計画の基本目標を「お互いを認め合う社会づくり」、「誰もが活躍できる社会づくり」、「誰もが安心して健やかに暮らせる社会づくり」とし、将来像を「誰もが自分らしく生きる元気なまち 久万高原町」とします。

## 2 基本目標

### I お互いを認め合う社会づくり

男女共同参画社会の実現には、まず男女平等の促進と、人権の尊重を実現する必要があります。また、年齢や出身、国籍、宗教、信条、性自認・性的指向などにかかわらず、多様な価値観を持つ人たちが共に暮らすことのできる平等な社会の実現が求められています。

こうした中、男女間での自覚・無自覚の差別意識の改善や、生涯にわたる教育を通じた周知・啓発に取り組めます。

### II 誰もが活躍できる社会づくり

本町でも超高齢社会が進展する中、誰もが住みやすいまちをつくるために、皆が力を合わせ、様々な課題解決や新たな取組に挑戦することが求められています。しかしながら、例えば様々な意思決定の場において、女性の視点に乏しく、男性中心になってしまい意見が偏ってしまうなどの現状がありました。

こうした中、行政をはじめ、地域団体や職場といった様々な場所で、女性や若者の視点を取り入れた政策や方針の決定、施策等の実践を推進します。

全国では、少子高齢化に伴い、総人口が減少する中で、様々な分野で潜在的な労働力として女性が着目されるようになっていきます。また、本町では一次産業や自営業の場において、以前から労働力として女性が活躍しているものの、男性中心の考え方のもと就労している方も多く存在しています。

一方で、女性が主体的な立場で活躍するためには、女性の雇用状況等を改善するのみならず、男性中心型労働慣行と呼ばれる男性的な労働環境・仕組み・固定概念等を是正する必要があります。また、男女共にワーク・ライフ・バランスを実現し、特に男性の育児・介護への参加を増やすことが求められています。

こうした中、男女共に雇用・労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現、子育てや介護がしやすい仕組みづくりを推進します。

### III 誰もが安心して健やかに暮らせる社会づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、心身共に健康でいることや、貧困家庭、高齢者・障がいのある人といった人たちを支援する仕組み、安全な環境づくりの必要があります。そのため、DVやセクシュアル・ハラスメントといった重大な人権侵害の防止、妊娠・産後の母子の健康管理、性差を考慮した健康づくり、健康寿命の延伸、けがや疾病・感染症の予防、災害などの健康を脅かす問題についての対策や啓発といった取組が求められています。

また、生活を脅かす予期せぬ災害に対しても、意思決定に男性中心の偏りがあった防災対策・災害時対応・復興などの全ての分野で女性の視点を取り入れ、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を図ります。

### 3 施策体系

| 基本目標                               | 基本施策                                 | 施策の方向                                                    |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| お互いを認め合う社会づくり                      | 【1】人権の尊重と男女平等・男女共同参画の意識づくり           | 1 人権を尊重する意識づくり<br>2 男女平等・男女共同参画の理解促進                     |
|                                    | 【2】学習の場における男女平等・男女共同参画の意識づくり         | 1 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進<br>2 多様な社会教育機会の充実           |
| 誰もが活躍できる社会づくり<br>(女性活躍推進法に基づく推進計画) | 【3】誰もが活躍できる基盤づくり                     | 1 町政での女性・若者活躍の促進<br>2 地域・民間での多様な人材育成支援                   |
|                                    | 【4】働く場における男女平等・男女共同参画の促進             | 1 誰もが働きやすい職場環境整備と定着できる雇用の場の確保<br>2 農林業における男女平等・男女共同参画の促進 |
|                                    | 【5】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進         | 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進と実現<br>2 仕事と家事・子育て・介護の両立への支援          |
| 誰もが安心して健やかに暮らせる社会づくり               | 【6】あらゆる暴力を根絶する社会づくり<br>(配偶者暴力防止基本計画) | 1 暴力や虐待を許さない社会の実現<br>2 暴力や虐待へのきめ細かな相談支援体制づくり             |
|                                    | 【7】生涯を通じた健康づくりへの支援                   | 1 ライフステージと性差に応じた健康づくりへの支援<br>2 母子保健の充実                   |
|                                    | 【8】誰もが安心できるまちづくりの推進                  | 1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進<br>2 社会的弱者への支援                       |